

文化遺産としての「巡礼路」の保存と継承の研究

～熊野参詣道伊勢路を事例に～

A Study of the Conservation and Inheritance of “Pilgrimage Route” as a Cultural Heritage

-A Case study on the Kumano Pilgrimage Route Iseji-

伊藤文彦
ITO Fumihiko

1. 序論

第I章の序論では、研究の背景、目的、既往研究から見る本研究の位置づけについて整理を行い、研究対象を選定するとともに、研究の構成と方法を提示した。

近年、我が国内外において、巡礼路を含む文化遺産としての「道」の保護は広く進展を見せている。しかしその保護には二つの課題がある。一つは、構成要素の把握方法である。通常、道に関する文化遺産としては、並木や宿場などが例示されることが多いが、こうした構成要素と「道」との関係性は一般論にとどまり、本来個別に検討すべきと考えられる。なぜなら、同じ「道」という文化遺産に分類されても、その対象となる「道」に、これまでにいかなる歴史的意義、文化的意義が見出されてきたかによって、構成要素は変化すると考えられるからである。

もう一つの課題は、保護の手法である。保護の手法の一つに、「多くの人々に歩いてもらい、その雰囲気浸ってもらう」ことで、「歩く場所という道本来の機能の復活を目指す」というものがある。しかし、道の遺存状況などから法的保護の対象は構成要素の全体に及んでいない可能性があり、観光者等の利用者が文化遺産としての「道」を十分に利用できていない状況もあるものとみられる。

そこで、空間と人の関係を扱った参道空間の研究や近世の遊楽空間の研究、名勝地を対象にした人の認識を解明した研究などを参考に、本稿においては、今日、文化遺産として把握される過去の道の構成要素は、道が機能していた段階において、当時の人々が価値を見出し、影響を受けていた道という空間の諸要素として把握されるという立場をとり、同様の観点から、文化遺産としての道の保護は、巡礼路という特定の目的に沿った道が機能していた段階において、当時の人々が価値を見出し、影響を受けていた空間の諸要素に対し、今日においても道歩く

人々が価値を見出し、影響を受ける状況にあるという状態を保護されている状態と見做す立場をとる。

以上から、本稿は、以下の3点を研究目的とする。

(1) 巡礼路が文化遺産として法的保護の対象となる以前に、人々が巡礼路に対して価値を見出した諸要素を解明する。

(2) 巡礼路が文化遺産として法的保護の対象となって以降に、人々が道に対して価値を見出した諸要素を解明する。

(3) 上記2点の比較を踏まえ、文化遺産としての巡礼路の保護を検討するため、人々が道に対して如何なる価値を見出していたか、道に対する価値認識の変遷を解明する。

なお、研究の対象は熊野参詣道伊勢路とし、II章で詳述する。



図1 研究の構成

2. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」と「熊野参詣道伊勢路」

第II章では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に対して認められた価値について、世界遺産登録推薦書、保存管理計画、国指定文化財等データベースおよび伊勢路にかかる歴史研究の論文等の文献から把握し、その構成要素で本稿の研究対象である熊野参詣道伊勢路の特徴を把握した。

まず、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、「中国大陸から請来された山岳密教の霊場をはじめ、日本古来の自然崇拜に根ざす山岳信仰又は神道と中国大陸及び朝鮮半島から伝来した仏教及び道教との融合によって形成された日本固有の神仏習合の霊場や修験道の霊場などが同一の山岳地域に併存し」、「これら三つの霊場が参詣道によって結ばれることにより、霊場と参詣道を含む深遠なる山岳景観が信仰に関連する顕著な文化的景観を形成している」ことに価値があると認識されていた。次に、これら価値を示す属性には霊場の「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」と「参詣道」が挙げられ、さらに「参詣道」は高野参詣道、大峯奥駈道、熊野参詣道から構成され、熊野参詣道は熊野三山に至る参詣道とされていた。また、熊野参詣道は、中辺路、大辺路、小辺路、伊勢路からなっていた。これら4種の経路を比較すると、伊勢路は、盛んに利用された期間が限定的であること、利用者が西国巡礼目的の

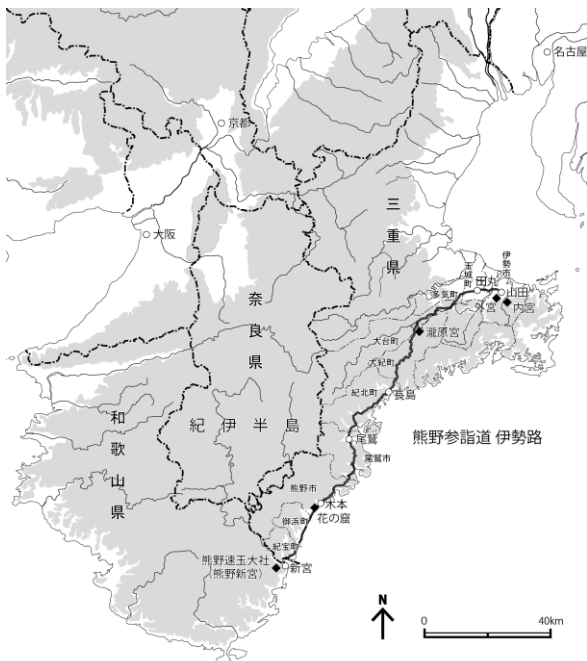


図2 熊野参詣道伊勢路位置図

民衆が多かったこと、通行方向が伊勢神宮から熊野三山への一方通行であることに特徴があることが判明した。一方、国史跡指定にあたっては、霊場を結ぶ巡礼路というよりはむしろ、古代から近代にいたるまで利用された我が国の歴史ならびに社会・文化を知る上で欠くことのできない交通遺跡としての重要性に価値が見出されていた。さらに、伊勢路は、史跡に指定のうえ世界遺産に登録されている区間とされていない区間が存在し、礼拝所である花の窟と景勝地である熊野の鬼ヶ城と獅子巖が含まれるなど、複雑な保護の状況が把握された。

加えて、現在の熊野参詣道伊勢路においては、世界遺産登録区間における来訪者は見られても徒歩巡礼者は見られず、トレイルランニングなど巡礼路としては必ずしもふさわしくない利用状況も発生しており、徒歩巡礼復活への取組はなされていても学問的な検証は行われていない状況が把握された。

このように、熊野参詣道伊勢路はきわめて長大な距離をもつ巡礼路の中にあつて、利用者、利用期間、利用目的、歩行方向が限定的で、かつ道だけにとどまらない資産を含み、文化遺産としての保護のあり方は多様で、空間に対する人々の認識を研究しやすい条件が整っている巡礼路といえることが判明した。

3. 熊野参詣道伊勢路の空間

第III章では、伊勢山田から熊野新宮までの巡礼路の経路について、文献史料、地理資料の文献調査および考古資料の現地調査により、基本的経路と選択的経路を特定した。

熊野参詣道伊勢路の経路については、昭和56(1981)年に三重県教育委員会による調査報告が刊行されている。しかし、これ以外に調査・研究はほとんどない。そこで先行研究の成果を基礎に、伊勢山田から熊野新宮までの経路を特定した。

過去に行われた巡礼の巡礼経路特定方法として参考になるのは田中智彦の研究である。田中は西国巡

表1 熊野参詣道の経路ごとの特徴

経路名	経路位置	起点/終点	利用の盛期	利用者	利用目的	通行方向
中辺路	紀伊半島を横断	田辺/熊野三山	10世紀から19世紀	皇族・貴族・武士・庶民	熊野詣 西国巡礼	双方向
大辺路	西海岸沿い	田辺/熊野三山	17世紀から19世紀	修験者・宗教者、俳人・歌人	熊野詣 修行 観光	双方向
小辺路	中央部、紀伊半島を縦断	高野山/熊野三山	16世紀から19世紀	畿内の住人	熊野詣 西国巡礼	双方向か
伊勢路	東海岸沿い	伊勢神宮/熊野三山	17世紀から19世紀	地方民衆	西国巡礼	一方通行

礼を対象に、当時の道中案内の内容等から、単線的ではない巡礼路の複雑な経路を明らかにした。

そこで本研究においては、田中の調査手法を参考に、経路の把握に当たっては、「基本的経路」と「選択的経路」の2者により把握した。また、資史料は、文献史料として「道中案内」、地理資料として近代以降に刊行された「地形図」と「航空写真」、考古資料としては現地の「遺構」と「遺物」の3者を用いた。これ以外に、三重県教育委員会の調査報告書掲載の経路図については基本図として参照した。

その結果、基本的経路については、17世紀から19世紀にかけて経路に大きな変化はなかった。これは、伊勢山田から新宮までの区間が峡谷やリアス式海岸といった地勢によって、歩行経路が限定されることによるものと考えられた。選択的経路については礼拝施設への遠回り、危険回避の遠回り、近道・通行容易な道の提案の3者が存在することが判明した。これら基本的経路と選択的経路は経時的に変化しながらも、相互補完的な関係のもと、巡礼者が歩く道として一体的に機能していたことが判明した。

4. 熊野参詣道伊勢路を構成する諸要素

第IV章においては、主に道中案内から重要な礼拝施設・見所を抽出し、文献資史料からそれぞれの礼拝施設、見所と巡礼との関係を把握するとともに、巡礼路の縦断図等により、その立地の特性と配列を明らかにして、17世紀から19世紀において、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路の空間に配置された諸要素を特定した。

まず、礼拝施設は渡河地点や傾斜変換点といった街道の状況が変化する地点や急傾斜地など、人間が生理的に立ち止まり、巡礼者が認識しやすい地点に設置されていた。また、そうした原則から外れる地

点については、巡礼旅の成立以前から自然環境を背景に礼拝施設等が存在した場所や、後世に巡礼旅の便に供するため移動した場所に存在することが明らかとなった。

次に、伊勢山田から新宮までの熊野街道沿道全体について見ると、創祀が中世以前に遡る礼拝施設（瀧原宮・天狗岩窟・日輪寺・清水寺・花の岩や）が存在しており、近世を通じて意図的に礼拝施設（観音庵・千福寺・岩船地蔵堂）を整備することも行われた。これらは、いずれも伊勢神宮、熊野三山、西国三十三所巡礼等と関連付けられていた。

さらに、これら礼拝施設は、巡礼者の歩行1日あたり必ず1カ所以上通過するように立地していた。つまり、巡礼者は、巡礼旅の途中でこれら礼拝施設に遭遇し参詣することで、自らの旅が巡礼旅であることを確認できたものと考えられる。つまり、礼拝施設は巡礼者に巡礼旅であることを確認させる空間的仕掛けとして機能していたと考えられる。

また、熊野参詣道沿道に成立する見所は、いずれも熊野や伊勢、西国三十三所巡礼とは関連せず、地理的条件や地勢的条件を背景にした特殊な眺めを視対象として示しつつ、場所の意味が示されていた。

さらに、これら見所の立地を検討すると、歩行が容易で歩行に倦怠しがちな箇所立地しており、巡礼者に歩行を継続させる意欲をわかせる仕掛けであったことが明らかとなった。

加えて、その配列を検討すると、伊勢近傍にあつては、日常世界（賑わい、暮らし、かつての賑わい）を、荷坂峠は伊勢紀伊国界として境界を、目的地に近い熊野近傍にあつては非日常世界（旅の伝説、鬼の伝説、宗教施設、旅の苦難、絶景・異国情緒）を演出する内容を持ち、意味の風景を構成していた。

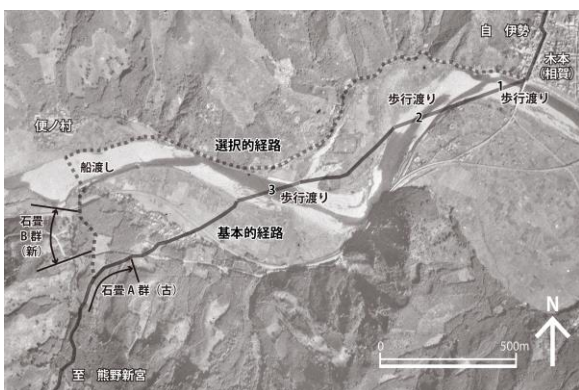


図3 銚子川渡河の基本的経路と選択的経路



図4 日輪寺堂内の石造熊野三山本地仏坐像

このように、熊野参詣道伊勢路には特殊な眺めを示す見所が存在し、歩行を継続させる意欲を沸かせるとともに、日常の世界から非日常の世界への旅を演出し、巡礼者に自身の位置を認識させる空間的仕掛けとして機能していたと考えられる。

以上のように、熊野参詣道伊勢路には、巡礼旅に関連付けられ、旅程1日ごとに参詣させる礼拝施設と、歩行に倦怠しがちな区間にあって巡礼者の気分を刷新させ日常から非日常への旅を演出して巡礼者の位置を認識させる見所は、それぞれ空間的仕掛けとして相互補完的に巡礼者の意識に変化を与えていたと考えられ、熊野参詣道伊勢路を構成する諸要素として把握された。

こうして、17世紀から19世紀において、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路に施された巡礼路の諸要素が抽出された。

5. 現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を構成する諸要素

第V章においては、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」沿道の行政・地域住民とそこを訪問する観光客が、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなして、管理運営対象・観光対象として認識している空間と諸要素について把握した。

まず、行政（文化財保護部局）が保護の指針としている『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』から、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」として保護の対象としている空間と諸要素について解明した。その結果、現状変更の制限の基準に端緒を

もつ記念物の保存管理計画においては、考古学的証拠が存する範囲のみが史跡等に指定され、保存管理の方法が示されるとともに、保存管理の方法は現状保存と整備を基本としていた。また世界遺産登録後に策定された整備計画は、実質上史跡指定範囲の峠道部分のみを対象としていた。このように、熊野参詣道伊勢路が本来構成要素として有していた空間としての巡礼路と巡礼者の意識に変化を与えていた礼拝施設と見所の諸要素のうち、考古学的証拠の存する限定的な部分のみが法的保護の対象となっていることが判明した。

次いで、地域住民と行政が協働で策定したとされる『熊野古道アクションプログラム（熊野古道AP）』を対象に、管理運営計画の変化を明らかにし、管理運営の対象となる文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を取り巻く状況の変化と計画策定における地域住民の関わり方の関係から、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して行政と地域住民が保護と利用の対象とみなす空間と諸要素について解明した。その結果、熊野古道 AP1・熊野古道 AP2 においては、世界遺産に登録される巡礼路というコンセプトをもとに、策定参加者は文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の管理運営対象となる空間を、伊勢から熊野までの全体として捉えていた。しかし、熊野古道 AP3 以降、その内容が観光客数の増加を図るものへと変化した結果、巡礼路というコンセプトは大きく後退し、策定参加者は文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の管理運営対象となる空間を、伊勢から熊野までの道等のうち世界遺産登録区間という極めて限定的な部分として捉える

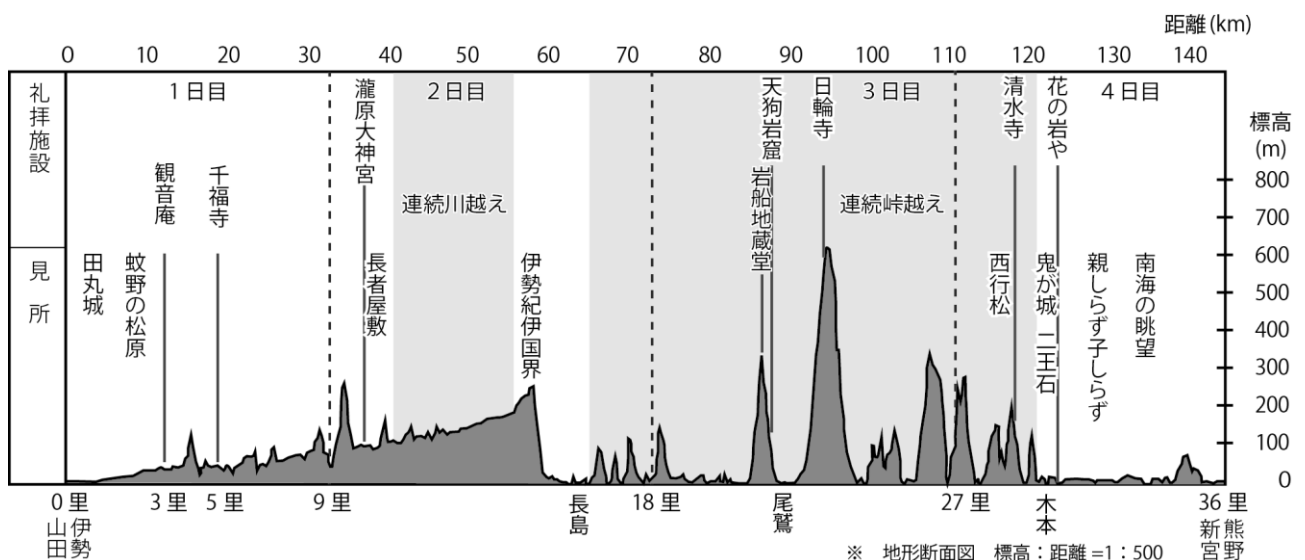


図5 熊野参詣道伊勢路沿道の礼拝施設・見所立地状況

ように変化していた。

続いて、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の観光利用について、ガイドブックが提示する観光の観点からの捉え方と、観光行動の変遷から把握し、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に対して観光客が見出した利用の対象となる空間と諸要素を解明した。その結果、今日の観光体験においては、信仰や巡礼という情報は必ずしも強調されていなかった。しかし、「徒歩旅行」という情報を示すガイドブックにおいては、空間としては、伊勢神宮から熊野三山までの全域を利用し、その空間に配置されている礼拝施設や見所の多くを対象として認識することができる状況にあることが判明した。一方、「聖地・パワースポット」としての捉え方においては、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」は歩行空間としては認識されておらず、見る対象物として扱われ、礼拝施設や見所はほとんど紹介されていなかった。

以上の分析の結果、行政（文化財保護部局・地域振興部局）、地域住民、観光客が文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなしている空間と諸要素が判明した。いずれの主体も、17世紀から19世紀の熊野参詣道伊勢路の空間と諸要素の全体を文化遺産としてはみなしていなかった。また世界遺産登録を契機として、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」としてみならず空間と諸要素は変化していた。

6. 巡礼路に対する価値認識の変遷

第VI章では、前章までに整理された熊野参詣道伊勢路および文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の空間と諸要素に対して、評価者が如何なる価値を見出してきたのかについて整理を行った。

まず、「性格の異なる始点と終点を結び、その間の

移動において、気持ちの切り替えや高まりに働きかけ、連続した関連する体験を促す空間的仕掛け」によって道路空間の装置性は形成されると定義した。

次いで、熊野参詣道伊勢路の装置性は有効に機能していたかについて当時の日記を史料に検証した。その結果、重要な礼拝施設4箇所（瀧原宮・日輪寺・清水寺・花の岩や）と重要な見所2箇所（長者屋敷・鬼が城）、連続峠越、連続川越区間では巡礼者は特異な眺めを体験するとともに、伊勢山田から熊野新宮までの間に感情の変化を経験していた。このように、熊野参詣道伊勢路の装置性は、有効に機能していたことが明らかとなった。

以上の結果をふまえ、巡礼路に対する価値の認識を整理した。まず、巡礼者は西国観音信仰という情報に基づいて、伊勢から熊野に向けて旅を開始していた。その途中の道路空間には、伊勢・熊野・観音信仰に関連付けられた礼拝施設があり、旅人は旅の目的が巡礼であることを確認していた。つまり、観音信仰という情報に巡礼という情報が付加されていた。さらに特異な視体験をすることで感情の変化が起こり、巡礼を促されていた。加えて、日常から非日常への旅を演出する見所があり、旅人は自分の位置を確認していた。つまり、観音信仰・巡礼という情報に、日常から非日常へという情報が付加されていた。さらに特異な視体験をすることで感情の変化が起こり、巡礼を促されていた。旅人はこうした一連の体験を繰り返し、最終的に巡礼の目的地である熊野へ到着し、観音信仰に基づく巡礼を実現していた。その結果、旅人は、巡礼路に対し、「観音信仰」という意味、「伊勢と熊野を結ぶ」という機能、「巡礼を促す」という文脈の価値を道路空間に対して見出していた。つまり、道路空間の装置性が、巡礼者

表2 熊野古道 AP と取り巻く状況の変化

熊野古道 AP	AP1	AP3	AP4
策定の時期	世界遺産登録前 ICOMOS 調査前 伊勢路の保護気運		入込客数急増に対応登録10周年経過
策定参加者	幅広い人々		限定的な人々・域外の意見
内容	遺産の保護 遺産の価値である巡礼に即したツーリズム	大幅な来訪者増を期待	民泊やB&Bなど遺産の価値とは無関係なツーリズムへ住民の参加を促す
行政	AP1に即した事業を展開、環境省のエコツーリズムモデル事業	限定的な人々・域外の意見	AP4に即した事業は実施しない
住民組織	活動内容を充実	三重県の方針に近いものへ変化	人材不足・高齢化支援と顕彰
管理運営計画の有効性	有効に機能		有効に機能しない
結果	入込客数横ばい 三重県はAP不記載事業を実施、大規模宿泊施設国土交通省の広域的活性化交付金事業⇒広域観光による集客を企図	人材不足・高齢化支援と顕彰で人手確保 行政との連携は示さず	

表3 ガイドブックの傾向と巡礼路の認識

観光の観点からの捉え方	主に推奨される空間	主に推奨される礼拝施設・見所	主に推奨される行動	主な発行主体	主な発行時期 (世界遺産登録基準)			
					登録前	登録直後	5周年以降	10周年以降
徒歩旅行	全体	個所数多い 日常の見所あり 礼拝施設や多い	徒歩旅行／歩行	全ての発行主体	○	×	△	○
情報なし	一部	個所数少ない 日常の見所なし 非日常の見所多い	歩行	大手出版社	○	×	×	×
世界遺産	一部／点	日常の見所あり 非日常の見所や多い	歩行／車移動	大手出版社/その他	×	○	×	△
エリア観光	一部／点	日常の見所あり 非日常の見所や多い	歩行	行政関係機関/その他	×	○	×	×
聖地・パワースポット	一部／点	個所数少ない 日常の見所なし 非日常の見所多い	歩行／車移動	大手出版社	×	○	○	○

○は該当する、△はやや該当する、×は該当しないことを示す

に、これらの価値を見出すことを可能にしていたと整理された。この状況に基づき、礼拝施設もしくは見所ごとの区間における巡礼路に対する価値の認識モデルは、「情報」「空間」「物」「行為」の4要素から設定される。評価者は行為をとおして空間と物に価値を見出す。この一連の流れが成立されることで装置性は発揮され、それが繰り返されることで、その効果はより強化されると整理された。

そこで、現代の文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に見出す価値を整理したところ、世界遺産登録前、世界遺産登録時、世界遺産登録後とそれぞれ変化していたことが明らかになった。

まず、世界遺産登録前の管理運営計画や観光ガイドブックでは、かつて利用された巡礼路という情報に基づき、伊勢から熊野までの全体の空間とそこに配置された対象物に対し「巡礼体験の場」という価値や、宗教色のうすい「徒歩旅行」という価値が見出されていた。ところが、史跡指定、世界遺産登録においては、歴史上重要な巡礼路、信仰の山の模範例という価値が見出された。これは、遺産の顕著性を示すために他の遺産と比較するなかで見出された価値であったと考えられる。そのため、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の構成要素は、遺産が存在する証拠物としての道・礼拝施設・見所の一部に限定され、伊勢から熊野までの空間や巡礼行為は文化遺産の中に含まれなかったと考えられる。これを受けて、世界遺産登録後の管理運営計画や観光ガイドブックでは、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の「信仰の山の模範例」という価値を「聖地・パワースポット」という情報に誇張的に読み替えられることになった。さらに、構成要素を道・礼拝施設・見所の一部

に限定したため、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」を点的に利用することとなった。

以上の結果、熊野参詣道伊勢路が巡礼路として機能していた段階に巡礼者によって見出されていた「信仰」という意味的価値、「伊勢と熊野を結ぶ」という機能的価値、「巡礼を促す」という文脈的価値のいずれもが、今日の計画策定者や観光客には見出すことができない状態になっていると考えられる。

巡礼路としての熊野参詣道伊勢路は、装置性によって意味、機能、文脈の価値を旅人が見出すことを可能にしていた。今日の遺産の保護・管理運営・観光利用においては、いずれも装置性を考慮に入れていない。そのため、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」に見出している価値は、巡礼者が熊野参詣道伊勢路に対して見出していた価値とずれがあり、巡礼路の保護の状況は十分ではないといえる。

7. 結論

以上の研究の結果、17世紀から19世紀の熊野参詣道伊勢路の装置性は十分に保護され享受される状況ではないことが判明した。装置性を有する道路空間が展開することで、道が巡礼路となる。文化遺産として「熊野参詣道伊勢路」を継承していくにあたっては、装置性が発揮されるような保護と整備、管理運営、観光利用がされることが望ましい。このように、巡礼路においては、普通の道を巡礼路たらしめる装置性を把握し、装置性を発揮する諸条件を法的保護の対象とし、管理運営、観光利用の対象とすることで、巡礼路は保護され継承されていくものと考えられると結論づけた。

主な参考文献

- 佐藤正知:平成の歴史街道を往く:歴史の道調査報告書を踏まえて(第1回)「歴史の道」辿り、地域の未来を考える:道路892, pp.56-59, 2015
 西村幸夫:文化の道—信仰・人やモノの往来・交易に関する道:世界文化遺産の思想, pp.150-157, 2017
 船越 徹:参道空間の分節と空間構成要素の分析(分節点分析 物理量分析)参道空間の研究(その1):日本建築学会計画系論文報告集384, pp.53-61, 1988
 下村彰男、江頭俊昭:近世における結良空間の装置性に関する考察:造園雑誌55(5), pp.307-312, 1992
 伊藤弘:近代の松島における風景地の整備と眺めの関係:ランドスケープ研究74(5), pp.769-772, 2011
 田中智彦:巡礼の成立と展開:日本の宗教文化:高文堂出版, 2001
 西田正憲:瀬戸内海の発見 意味の風景から視覚の風景へ:中公新書, 1999
 稲葉信子:変化をマネジメントする—対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ:地域における遺跡の総合マネジメント—平成22年度遺跡整備・活用研究会(第5回)報告書—:独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 2011
 三重県教育委員会:歴史の道調査報告書I熊野街道, 1981
 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会(三重県 奈良県 和歌山県):世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道, 2005

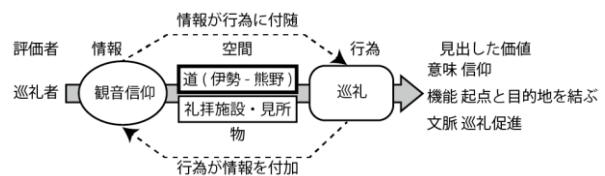


図6 道路空間の装置性と価値の認識モデル

表4 価値認識の変遷と相互関係

段階	情報	空間	物	見出した価値	装置性による心の変化
巡礼路機能段階	観音信仰	伊勢—熊野の道	礼拝施設・見所	観音信仰、経路巡礼促進	あり
遺産指定・登録段階	巡礼路信仰の山	なし	一部の道・礼拝施設・見所	重要な歴史性 重要な信仰の山の例	なし
登録後段階	聖地・パワースポット	なし	一部の道・礼拝施設・見所	聖地・パワースポット 鑑賞対象、観光地	なし